

第3回山形市観光財源検討委員会

令和7年11月19日（水）
山形市役所 11階 1101会議室

宿泊事業者説明会での意見

※蔵王温泉地区宿泊事業者及び市内ホテル宿泊事業者から出された意見及び市の考え方については別添のとおりです。

宿泊税検証項目

課税期間の見直しの際には以下の項目を素案に検証を行うこととします。検証の素材として宿泊・観光事業者等からのアンケートを実施します。

また、税収の使途については、毎年度山形市ホームページ掲載し周知を図っていくこととします。

宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題

| | | | |
|-----|---------|---------------------|----------------|
| 1-1 | 課税状況 | | |
| 1-2 | 税収の使途 | 1-2-1 活用の方針と状況 | |
| | | 1-2-2 主な施策とその効果 | |
| 1-3 | 徴収事務の状況 | 1-3-1 宿泊事業者アンケートの分析 | ・負担軽減に関する取組 など |
| 1-4 | 周知・広報 | 1-4-1 周知・広報の取組 | |

山形市における宿泊税の制度内容(課税標準)

税額の計算方法

今後も物価の高騰による施策に対する必要経費も上昇することが予見されることから、持続可能な観光施策を展開していくため**定率制(3%)**とする。

宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金となります。

宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

また、消費税課税前の金額が対象となります。

計算例1 素泊まり宿泊料金（消費税込み） 9,900円の場合は270円が宿泊税額となります。

$$9,900 \div 1.1 = 9,000$$

$$9,000 \times 3\% = 270$$

山形市における宿泊税の制度内容(課税標準)

課税標準の端数計算については、地方税法の規定を採用し課税標準額の千円未満に端数がある場合は切り捨てとしたい。

計算例2 素泊まり宿泊料金（消費税込み） 9,200円の場合は240円が宿泊税額となります。

$$9,200 \div 1.1 = 8,364$$

8,363→千円未満切捨て (※1) 8,000

$$8,000 \times 3\% = 240$$

※1 地方税法

(課税標準額、税額等の端数計算)

第二十条の四の二 地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

【以下省略】

山形市における宿泊税の制度内容(課税標準)

②宿泊料金と食事代の切り分けについて

(案)

定率制を採用し、課税標準は宿泊施設を利用した際の宿泊料金とする。

宿泊料金と食事料金がセットになっている場合の宿泊料金の設定は、宿泊事業者の判断にゆだねることとしたい。

宿泊料金の中に「朝食無料」「朝食付き」などの宣伝広告で募集している場合においても、宿泊事業者が宿泊料金をいくらで販売するかに委ねることとしたい。

条例の内容に「宿泊料金と食事料金がセットになっている場合の方法」については影響はありません。宿泊事業者から判断が困難であるなどの意見が出された場合は検討してまいります。

山形市における宿泊税の制度内容(課税免除)

(案)

課税免除は年齢や就学目的など確認事項が増えフロント業務が増加することから課税免除は設けないとしたい。

→課税免除について、修学旅行などの教育旅行については課税免除とする。教育旅行の範囲については検討する。

課税免除の範囲(※手続きは簡便な方法を設計する。)

(1)学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が、教育活動の一環として実施する行事並びに修学旅行に参加する生徒及び引率者で、所属校長の発行する証明書を有し宿泊するもの

(2)山形県総合体育大会、東北総合体育大会及び国民スポーツ大会並びに小学生、中学生、高校生及び大学生等の全県規模以上の体育大会に参加する選手、監督、役員、報道員、観察員その他の大会関係者(当該体育大会の事務局を経由した者に限る。)で、市長が別に定める期間に宿泊するもの

※他市事例や課税免除の対象から除外されるケースが無いかどうか、また、対象の範囲等を条例検討に併せて内容を精査します。

制度構築後は事業者説明会、Q&Aの作成等広く周知を図ります。

山形市における宿泊税の制度内容(条例外の検討・事業者支援)

税収の使途として宿泊事業者等の支援

宿泊人数及び宿泊数の増加に向けた税収の具体的な使途は、令和8年度に府内での調整を図りますが、少なくとも観光サイドとして以下の事業者支援補助制度を創設していきます。制度確定し、実施の際には周知を図ります。

①宿泊事業者総合支援補助金の創設

宿泊事業者が、来訪者の受け入れ環境の充実(フロント等の多言語化やユニバーサル仕様への改修)に資するための補助

②観光事業者(観光協会・DMC)経営支援補助金の創設

持続可能な観光産業の発展に資するため、DMCやエリア観光協会の経営支援、自走可能なイベント等に活用できる補助

山形市における宿泊税の制度内容(まとめ)

| 項目 | 協議結果 |
|-----------|---|
| 導入目的 | 山形市にある自然、歴史、文化・スポーツなど観光資源の魅力向上、来訪者の受け入れ環境の充実、その他持続可能な観光産業の発展により宿泊人数及び宿泊数の増加を図り、市民と来訪者の満足度向上につながる観光振興施策に要する費用に充てる。 |
| 税収の使途 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズ対応した観光振興 ・観光地の魅力と利便性向上に向けた基盤整備 ・高付加価値旅行者の誘客推進 |
| 課税客体 | <p>次に掲げる宿泊施設、住宅への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅（民泊） |
| 納税義務者 | 宿泊者 |
| 徴収方法 | 特別徴収（特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者から宿泊税を徴収して納入） |
| 申告納入期限 | 各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで申告納入（納期の特例を設定）。 |
| 課税標準 | 1人・1部屋・1棟当たりごとの宿泊料金 |
| 税率 | 宿泊料金の3% |
| 課税免除 | <p>次に掲げる宿泊の生徒、引率者、関係者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動の一環として実施する行事、修学旅行等 ・山形県総合体育大会等の全県規模以上の体育大会で、市長が定める期間 |
| 罰則 | 先行自治体を参考に他の地方税との均衡を図り規定 |
| 課税（見直し）期間 | 条例施行後5年ごと |
| 事業者支援 | 特別徴収義務者交付金、観光推進共働金、レジシステム改修補助金、宿泊事業者総合支援補助金、観光事業者（観光協会・DMC）経営支援補助金 |